

かすかべフードセレクションPRツール作成業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、かすかべフードセレクションPRツール作成業務委託の受注者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 概要

- (1) 委託業務名
かすかべフードセレクションPRツール作成業務委託
- (2) 履行期間
契約の日から令和8年2月27日（金）まで
- (3) 委託業務の内容
令和7年度「かすかべフードセレクションPRツール作成業務委託仕様書」のとおりとする。
- (4) 予定価格
4,708,000円（税込）
- (5) 支払条件
完了後、一括払いとする。
- (6) 契約保証金
免除

3 参加資格

次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 春日部市契約規則（平成17年規則第126号）第15条の規定により入札の参加資格の排除を受けている者でないこと。
- (3) 告示日以後に春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加等停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 告示日以後に春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加等の措置を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

4 スケジュール

内 容	期 間
公告（市ホームページ）	令和7年8月25日（月）
質問書の受付 （電子メール）	令和7年8月25日（月）～令和7年8月29日（金） 午後5時15分必着
質問書への回答 （市ホームページ）	令和7年9月5日（金）
参加申込書等の受付 （郵送又は直接持参）	令和7年9月8日（月）～令和7年9月12日（金） 午後5時15分必着

一次審査（書類審査）	令和7年9月16日（火）
一次審査の結果通知	令和7年9月19日（金）
企画提案書等の受付 （郵送又は直接持参）	令和7年9月22日（月）～令和7年9月30日（火） 午後5時15分必着
二次審査（ヒアリング審査）	令和7年10月3日（金）
二次審査の結果通知	令和7年10月上旬
契約締結	令和7年10月中旬

※二次審査の詳細については、一次審査結果にて通知します。

5 質問及び回答

（1）作成方法

「かすかべフードセレクションPRツール作成業務委託公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」（以下、「作成要領」という。）のとおり

（2）受付期間

「4 スケジュール」のとおり

（3）提出方法

観光振興課あてに電子メールにて提出するとともに、送信確認を電話で行うこと。
なお、メールの表題は、「プロポーザルに関する質問」とすること。

（4）回答方法

全質問を一括して令和7年9月5日（金）に、春日部市ホームページへ掲載する。
なお、質問を行った者の会社名等は公表しない。

6 参加申込書等の提出

（1）作成方法

「作成要領」のとおり

（2）受付期間

「4 スケジュール」のとおり

（3）提出方法

観光振興課あて、郵送又は直接持参により提出すること。

7 企画提案書等の提出

（1）作成方法

「作成要領」のとおり

（2）受付期間

「4 スケジュール」のとおり

（3）提出方法

観光振興課あて、郵送又は直接持参により提出すること。

（4）その他

一次審査通過者のみ提出すること。

8 提出書類一覧表

提出書類の詳細は、「作成要領」を参照すること。

提出期限	提出書類	必要部数	提出方法	備考
------	------	------	------	----

8/29 (金)	質問書	—	電子メール	・作成要領指定様式による (様式 1)
9/12 (金)	参加申込書等	正本 1 部	郵送又は 直接持参	・作成要領指定様式による (様式 2) ・会社概要は任意様式による (パンフレット可)
	同種業務実績報告書等	正本 1 部 CD-R 1 枚		・作成要領指定様式による (様式 4)
	業務実施体制計画書			・作成要領指定様式による (様式 5)
	統括監督者の経歴報告書等			・作成要領指定様式による (様式 6)
	編集総括者の経歴報告書等			・作成要領指定様式による (様式 7)
	担当者の経歴報告書			・作成要領指定様式による (様式 8)
	参考見積書			・任意様式による
9/30 (火)	企画提案届出書	正本 1 部 CD-R 1 枚	郵送又は 直接持参	・作成要領指定様式による (様式 3)
	企画提案書			・任意様式による

9 評価項目及び審査方法

(1) 評価項目

一次審査 (書類審査)

評価項目	評価基準
1. 会社の評価	① 会社実績として、過去10年間 (平成27年度から令和6年度まで) の契約金額200万円以上の同種業務実績
2. 業務実施計画の評価	① 作業内容と配置予定者のバランス
	② 予定価格との適正性
3. 配置予定者の評価	① 統括監督者の過去10年間 (平成27年度から令和6年度まで) の契約金額200万円以上の同種業務実績
	② 編集総括者の過去10年間 (平成27年度から令和6年度まで) の契約金額200万円以上の同種業務実績
	③ 担当者の過去10年間 (平成27年度から令和6年度まで) の契約金額200万円以上の同種業務実績

二次審査 (ヒアリング審査)

評価項目	評価基準
企画提案書、ヒアリング (プレゼンテーション) の評価	① 基本的な考え方やコンセプト、提案内容の的確性
	② PR電子ブック、ミニカタログ、ポスターのデザインやレイアウト
	③ PR電子ブック、ミニカタログ、ポスターの構成
	④ 実施方法の具体性と実現性
	⑤ 説明の理解しやすさと説得力
	⑥ 本業務委託に対する熱意

(2) 審査方法

(ア) 一次審査

- ・企画提案書の内容について、評価要領に基づき一次審査を行い、一次審査までの合計で、評価の高い順に3者が二次審査へ進む。
- ・参加者が3者に満たない場合は、一次審査終了時点で合計評価が30点中18点を超えた者のみ二次審査へ進むものとする。
- ・評価第3位迄の者が複数いた場合は、二次審査に3者以上進む場合がある。

(イ) 二次審査（ヒアリング審査）

- ・進んだ者に対しヒアリング（業者からのプレゼンテーション）による二次審査を行い、一次審査と二次審査の合計評価が最も高い1者を委託契約予定業者とする。
- ・二次審査に進んだ者が1者のみであった場合でも、ヒアリング内容について審査を行い、選定の可否を決定する。

※二次審査ヒアリングの方法は、次のとおりとする。

- ①プレゼンテーションは、1者あたり30分（提案説明20分、質疑応答10分）の持ち時間とする。
- ②出席者は、4名以内（出席者は、本業務委託に従事する統括監督者（配置予定）及び編集総括者（配置予定）、担当者（配置予定））とする。
- ③スクリーン、プロジェクターは本市で用意するが、パソコン等の必要な物品については各自用意・持参すること。
- ④二次審査の実施通知等、詳細については、別途案内する。

1 0 審査結果の通知

(1) 一次審査

企画提案書の提出のあった者に対して審査結果を書面にて通知する。併せて、評価の高い順3者に対して、二次審査の案内を書面にて通知する。

(2) 二次審査

二次審査を行った者に対し審査結果を書面にて通知する。

※1 審査結果への問合せは、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面で求めることができる。

※2 審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

1 1 契約の締結

(ア) 選定結果通知後、契約予定事業者から提出された企画提案書の内容について修正協議をすることがある。なお、修正協議が不調の場合は当該事業者との契約を断念し、次の順位の選定候補事業者と協議する。

(イ) 企画提案書の調整後、速やかに当該業務の契約を締結する。

(ウ) 参加事業者が1者のみの場合でも、審査の結果、選定可と判断された場合は契約を締結する。

1 2 その他留意事項

(1) 参加資格審査及び提案審査の無効

業務提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されたもの。

(2) その他留意事項

- ア 質問書及び業務提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された参加申込書、業務提案書等は、返却しない。なお、提出された書類は、当業務委託の審査以外の目的で使用しない。
- ウ 企画提案書提出後において、企画提案書に記載された内容の変更は認めない。また、業務提案書に記載した総括監督者、編集総括者及び担当者は原則として変更できない。ただし、死亡、病気等やむを得ない理由がある場合は、発注者が認めた場合に限り変更することができる。
- エ 提出された参加申込書、企画提案書等は、提出者の情報保護の観点から非開示とする。ただし、提出書類に虚偽があった場合等、必要に応じて開示することがある。

1 3 問合せ・提出先

〒344-8577

埼玉県春日部市中央七丁目2番地1

春日部市環境経済部観光振興課 四方田、金子、門田

電話：048-736-1129

FAX：048-737-3683

電子メール：kanko@city.kasukabe.lg.jp